

高岡商工会議所会報「高岡お得情報便」運用規程

(2024年1月～)

1. このサービスは、高岡商工会議所会員事業所の発展に資することを目的とする。よって、高岡商工会議所会員事業所以外の利用は原則として認めない。
2. このサービスは、高岡商工会議所会報に会員事業所の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等およびその内容について、または作成責任を有する事業所等に対して与信を与えるものではないこと、および、下記事項を遵守するものとする。
 - ① 公序良俗に反しないこと。
 - ② 関係法規に違反しないこと。
 - ③ 誤解を与えるおそれがないこと。
 - ④ 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れがないこと。
 - ⑤ その他、当該サービス運用上適当と認められること。
3. 前条に反する、または他の理由で不適當と認められる場合、このサービスは履行しない。
4. チラシおよび広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意を持って対応すること。また当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について高岡商工会議所は一切の責任を負わない。
6. 利用料金については、1社A4版1枚につき33,000円(税込)とする。
しかし、割引料金契約を結んだ場合、契約時の割引料金を適用し、利用月(発行月)ごとに支払うこととする。なお、創業者枠は1社A4版1枚につき16,500円(税込)とする。
7. 高岡商工会議所会報に同封する書類等は、広告主で必要部数(3,300部)用意し、発行月の前月20日(休日の場合は翌開所日)までに高岡商工会議所に納品する。
ただし、残部が発生しても原則として返品はしない。
8. この運用規程に同意した場合、下記に捺印し発行月の前月15日までに担当課へ返送すること。
また、原則として初回に提出された当契約は次回以降も適用する。よって、本書類の提出は同一事業所においては初回のみとする。ただし、必要がある場合はこの限りではない。

【担当：地域振興部 TEL(0766)23-5002 FAX(0766)22-6792】

上記運用規程に同意し、当該サービスを申し込みます。

年 月 日

事業所名

代表者名

印